

タンザニアにおける女子教育の現状と課題

Girls' Education in Tanzania: Its Conditions and Problems

西 崎 緑

Midori NISHIZAKI

福祉社会教育講座

(平成25年9月30日受理)

The adult literacy rate in Tanzania is 73.2 per cent, which is relatively high among the African countries. But Tanzanian girls get fewer opportunities than boys in terms of education. This report focuses on the nature of problems which prevent girls from continuing their education. Then, some recommendations will be made in order to enforce girls' rights for equal education.

Pregnancies and early marriages have been major obstacles for Tanzanian girls to continue their education. More gender-free educations are needed in their communities. And also, local school authorities should never allow pregnant girls to be expelled from schools. Government should provide safe transportations and financial supports to them.

はじめに

タンザニア国民の識字率は、73.2パーセント¹であり、アフリカ諸国の中では高いと言われている。しかし女子に関していえば、なお初等教育未修了者は多く、中等教育への進学も困難である。現在タンザニア政府は、開発支援や国連のミレニアム開発目標を達成するために、教育、特に女子教育に力を入れつつあるが、女子教育の困難性の解消には至っていない。本稿では、タンザニアにおける女子の教育環境、特に女子の教育の継続を妨げる要因について考察する。なおザンジバルについては、タンザニアの一部ではあるが、教育その他の行政がタンザニア本土とは別に独立して運営されているため、ここでは扱わないこととする。

1. タンザニアの教育の歴史的背景²

タンザニアに近代的学校が建設されたのは、ドイツ植民地時代である。19世紀末に東アフリカ地域を植民地としたドイツは、3年間の初等教育、その上の2年間の職業教育、そして事務職、工場労働者、教師を養成するために高等学校という3段階の教育制度を設立した。植民地で実施された

教育は、ドイツ民衆教育をモデルとした実業教育であり、植民地経営に必要な人材養成を目的としたものであった。スワヒリ語の読み書きを基本とした教育、さらに実業優先の教育は、その後のタンザニアにおける教育のあり方に大きな影響を残した。また植民地政府は、政府直営の学校を建設しただけでなく、アフリカにおけるキリスト教の布教を狙っていた宣教団体にも学校建設を推奨した。そのため多くのミッション・スクールが建設され、1914年（第一次大戦前夜）には、6,100人の生徒が99校の公設学校で学んでいたのに対し、155,287人が1,852校のミッション・スクールで学んでいたと記録されている。ただし、女子教育という観点から見れば、いずれの学校も女子を受け入れてはいなかった。その理由は、ドイツ本国でも女子教育が重視されていなかったことに加え、東アフリカ地域にはイスラム教徒の割合が高かったため、その慣習に合わせることで植民地経営に有利であると判断されたからであると考えられる。

第一次大戦後、ドイツに代わり国際連盟の信託統治国としてイギリスが指名されると、イギリスは、地元の首長の子息を教育して間接統治を行う

ため、1924年タボアに特別校を開設した。しかしそれ以外の教育については、基本的にドイツ時代に作られた教育制度が引き継がれ、スワヒリ語での教育とミッション・スクールがその大部分を占める学校制度の仕組みが踏襲された。

1961年の独立を機に、タンザニア国内にあった学校はすべて国有化され、公立学校中心の時代を迎えた。初代大統領ジュリアス・ニエレレ (Julius Kambarage Nyerere 1922-1999) は、民族間の教育機会均等を図り、多民族が平和に共存することを目的として、入学者数に民族割り当て制度を適用した。その後1974年には、ムソマ宣言 (Musoma Declaration)³ が発せられて普通初等教育 (Universal Primary Education Program, UPE) が開始され、すべての児童に入学する権利が与えられた。

国連の教育調査によれば、1980年時点でのタンザニア初等教育の児童数は、3,361,228人、中等教育生徒数は67,396人、1990年時点での初等教育児童数は、約330万人、中等教育生徒数は167,150人となっており、初等教育を受ける児童数はこの間に大幅に増加したことがわかる。

2. タンザニアの教育法制と教育政策

タンザニアの教育政策の基本理念は、アルーシャ宣言⁴に始まる。この宣言には、Ujamaa Vijijini (自助の村) という独特の社会主義思想が描かれ、タンザニア建国が各村の自立的経営に基礎を置くと記されていた。初代大統領ジュリアス・ニエレレは、これを「国の発展のために必要なのは、モノではなく人である。そして人は、自らの努力によって発展するのである。…社会主義は、人の考え方に基礎を置く。」と後に説明している⁵。

この社会主義思想を実現する方法として、まず重要視されたのが、自給自足の経済と教育であった。そこで政府は、学校を国有化するとともに、学校教育を初等教育中心に編成する方針を打ち出した。また学校教育のカリキュラムもより一層、実務的な側面が強調され、特に農業技術の講習に力が入れられた。

1977年に制定されたタンザニア憲法 (後に1998年に修正) では、教育について次のように記載している。

第11条 教育

(2) 何人も自らを教育する権利を持ち、国民は誰でも自らが選択した分野で、その能力に応じた最高の教育を自由に追求することができる。

(3) 政府は、すべての人が、初等から最高学府に至るまでのさまざまなレベルで教育と職業訓練を受ける機会が平等にかつ十分に与えられるよう、それを確保するよう努めなければならない。

さらに第13条では、法の下での平等について記載されており、何人も差別されない、とされている。

2013年現在、タンザニアでは憲法改正委員会の報告を受けて、憲法改正に向けて協議が行われているが、改正案では、すべての国民に教育へのアクセスを保障するというアクセス権の強化が図られている⁶。

憲法に次いで、国際法の枠組みも教育政策に大きな影響を及ぼしている。独立以来、タンザニアは国連加盟国であり、またアフリカ統一機構 (現アフリカ連合) の一員でもある。そのため、国際法下で要求される法制度の整備も行う義務を負っている。

現在タンザニアの教育政策に影響のある国連主催の多国間条約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) (1976年批准)、教育における差別撤廃条約 (CADE) (1979年批准)、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (CEDAW) (1985年批准)、児童権利条約 (CRC) (1991年批准)、障害者権利条約 (CRPD) (2009年批准) である。

なお国連の世界人権宣言 (1948年) の第26条には、教育の権利について以下の記載がある。

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

地域間条約について見ると、教育関係では、アフリカ人権憲章 (1984年批准) と児童の権利と

福祉に関するアフリカ憲章(2003年批准)がある。前者の第17条には、「何人も教育を受ける権利を有する」、後者の第11条には、「すべての児童に教育を受ける権利がある」と教育権が認められている。また11条では、女兒一般及び妊娠した女兒については積極的に教育を受けさせる方策をとらなければならない、と記載されている。

タンザニア国内法を見ると、1962年に教育法が制定され、人種差別の禁止、カリキュラムや学校運営の統一化、スワヒリ語を母語とした教育の確認、初等教育における地方政府とコミュニティの責任の確認、教師に対する統一的教育サービスの提供が教育法の中で規定された。その後、Ujamaa Vijijini(自助の村)思想に基づいた自助教育(ESR)方針を実現するために、1967～78年に新たな教育に関する法的枠組みが作られ⁷、1974年の普通教育開始に続いて、1978年には新教育法(1995年、2002年改正)が制定された⁸。この1978年新教育法では、国のニーズに応じたカリキュラム編成、普通教育の強調、教師訓練プログラムの拡大、全国統一試験の導入、技術教育専門学校の開設、教師免許と登録の義務化、学費徴収の承認などが規定された。その後、教育改革が、1982年、1992年に行われ、現在の教育制度に至っている。

今日のタンザニアの教育政策は、内在的要因というよりは、むしろ外在的要因、すなわち開発途上国における援助の効率化を求める世界的合意との関連が大きいと言える。1990年代以後の経緯を概括すると、もともと1990年にタイで開催された「万人のための教育世界会議」で合意されたEFA開発目標群の達成が10年後の2000年になっても大幅に遅れていたことから、2002年に世界銀行とIMFの承認を受けてFast Track Initiative(FTI)が設立された。FTIは、国連のミレニアム開発目標(MDGs)にも取り入れられた「初等教育の完全普及(Universal Primary Education)」に焦点を絞り、2015年までの達成を各国に求めた。さらに貧困削減戦略書(Poverty Reduction Strategic Paper)等に沿った教育セクターの開発計画を援助認証対象とするなど、初等教育の普及を指標とする援助の枠組み、すなわち援助を受ける側の自主的な改革を基軸とするグローバルパートナーシップが21世紀になってから求められるようになったのである⁹。

そこで2001年タンザニア政府は、初等教育開発政策(Primary Education Development Policy, PEDP)を発表し¹⁰、初等教育の無償化を宣言し

表1 2001～2012年の初等教育在籍児童数

Year	Boys	Girls
2001	2,474,344	3,407,244
2002	3,052,018	2,929,370
2003	3,565,420	3,197,352
2004	3,626,241	3,456,822
2005	3,855,712	3,685,496
2006	4,051,676	3,908,208
2007	4,215,171	4,101,754
2008	4,261,831	4,148,263
2009	4,248,764	4,192,789
2010	4,203,269	4,216,036
2011	4,159,740	4,203,646
2012	4,086,280	4,160,892

Basic Education Statistics 2012

た¹¹。以後、初等教育の入学・在籍者は大幅に増加した(表1)。この政策は、同時に教師の増員と、学校施設の改善、増設をも行うこととなった。また政府の補助金を新規に支給し始めたことにより、地方政府やコミュニティの学校や教師宿舎の建設、教材や教科書の整備を促している。現在、PEDPは、第1段階(2002—2006)、第2段階(2007—2011)を経て現在3段階(2012—2016)に入っており、就学、学校環境整備、教師の現任訓練による教育の質向上が図られている。

教育政策については、1)教育訓練のシステムと構造、2)教育訓練の機会と内容の平等化、3)教育訓練の運営、4)学校教育、5)カリキュラム、試験、修了認定、6)職業教育訓練、7)不登校児童・生徒の教育訓練、8)生涯教育訓練の8つの分野で改善を目指して進められている¹²。特に2番目の教育訓練の機会と内容の平等化については、女子への教育訓練機会の保障も含まれており、以下のような具体的目標が設定されている。

2-5 男女共学及び女子中等教育学校の増設を促進すること。

2-7 女子の進学率の少ない地域においては、公立中等教育における昼間教育を女子生徒が受けられるよう配慮すること

2-8 女子及び女性が教育訓練機関を利用できるよう特別教育資金援助制度を政府が整備すること

2-9 成人教育を、女性の入学と就学継続ができるような仕組みとすること

2-10 女子生徒の数学と科学の成績向上のため、

学校のカリキュラムを見直すこと)

こうした教育目標を達成するための教育行政組織を見ると、国家レベルでは、教育・職業訓練省 (Ministry of Education and Vocational Development, MoEVT)、首相直轄—地域行政及び地方政府庁 (Prime Minister's Office—Regional Administration and Local Government, PMO-RALG)、コミュニティ開発・ジェンダー・児童省 (Ministry of Community Development and Gender and Children, MCDGC) の3つの省庁がいわゆる「教育セクター (Education Sector)」を形成している。セクター内の役割分担について見ると、教育・職業訓練省は、教育政策の立案、標準の設定、教育の質の確保に責任を持ち、地方行政及び地方政府庁は、地方政府によって設立された幼児教育、初等教育、中等教育の学校運営を管理し、コミュニティ開発・ジェンダー・児童省は、生涯教育における政策立案、監査、カリキュラム開発、及びその評価について責任を持っている¹³。

2012/13会計年度における教育関連予算 (教育セクターの教育関連の予算の合算) は、2,892,149百万タンザニアシリングで、国の総予算の約19.1パーセントであった (歳出レベルでは、2,042,289百万タンザニアシリング)。今後、タンザニア政府は、歳出の25パーセントまで教育関係支出を増やす予定であると発表している¹⁴。現在、(独立後一旦国有化した) 学校の地方分権化が進められており、2014年度予算では、学校運営予算 (児童の教育費、学校給食等) はすべて地方政府財政に移転される予定である¹⁵。

3. タンザニアの学校と女子生徒

タンザニアの学校制度は、1) 5～6歳の幼児教育、2) 7～13歳の初等教育、3) 14～17歳の中等教育、4) 18～19歳の高等教育、5) 3年以上の大学及び専門学校教育に分かれる。このうち初等教育のみ義務教育である。

(1) 初等教育

タンザニアの初等教育では、基本的に国語であるスワヒリ語で教育が行われ、教科書も英語以外はスワヒリ語で書かれている。初等教育では、国語 (スワヒリ語)、算数、理科、地理、市民 (社会・道徳)、歴史、英語、職業訓練、フランス語、宗教、情報通信、体育の12科目が教えられている。初等教育カリキュラムについては、タンザニ

ア教育院が開発・管理を担当しており、シラバス (指導要領)、教材開発、教師訓練プログラムを実施している¹⁶。1973年までは7年間の初等教育の間には Standard IV (4年次) 試験が課され、基準点に達しなければ5年次以後の教育を受けることができなかった。現在でも Standard IV 試験は実施されているが、その合否は進級可否には影響しない。2007年時点での合格率は、78.5パーセントであった。また最終学年の Standard VII (7年次) には、初等教育修了試験がすべての生徒に課され、それに合格しないと卒業証書を受け取ることができないばかりか、公立中等教育学校へ進学することができない。2009年時点では、999,070の生徒がこの試験を受け、49.4パーセントが合格している¹⁷。

タンザニアでは、初等教育の義務化がすでに行われており、2002年の初等教育開発計画 (PEDP) が授業料の無料化を定めて以来、初等教育においては、原則として授業料の徴収は行われていない¹⁸。初等教育開発計画第2段階 (PEDP II 2007-2011) によると、費用徴収を行う場合には、まず保護者が賛成すること、次いで学区の教育局による申請書を国に提出すること、そして教育長 (Commissioner of Education) の許可を得ることという3段階の過程を経ないと実現できない。しかし実際には、制服、学用品等の負担があるため、貧困家庭の児童の就学は難しい。また、PEDP III が学校設備についての補助金を支給してはいるが、現在進行中の学校運営責任の地方分権化政策によって、より一層コミュニティや地方行政に責任が課せられるようになるため、資金力のない地方では貧困児童 (特に女子) の就学環境が悪化する恐れもある¹⁹。

それでも授業料無料化により初等教育の入学児童数は一気に増加した。2001年 (PEDP 実行前年) には、初等教育在学児童数は、全国で4,839,361人であったが、2006年には7,959,884人、2008年には8,410,000人と7年間で2倍近くの伸びを示している。(入学時点では女子のほうが多い年もある。) 最新 (2012年) の世界銀行のデータによると、タンザニアでは98パーセントの児童が初等教育を受けていることになっている²⁰。しかし、2012年の政府データ²¹では、初等教育年齢 (7～13歳) 児童数が8,378,759人であるのに対して、実際の7～13歳在学児童数は7,707,046人であり、就学率は92パーセントにとどまっている (過年齢者を含む初等教育全体の在学児童数は8,247,172人である)。さらにこうした数字には、登録はし

たものの長期欠席となっている児童などは含まれておらず、未だ相当数の児童が初等教育を受けていないといえる。退学者について見ると、2012年度の退学者は、3パーセントに留まっており、2011年の3.3パーセントをやや下回った。政府は、退学者数を減らすため、無料学校給食事業の実施を関係者に呼びかけており、国連食糧プログラム(WFP)の協力を得て干ばつ被害地域における無料学校給食事業も実施しており、退学児童減少に努めている²²。

また未就学児問題に対しては、1999年からユニセフの協力を得て基本教育補完事業(Complementary Basic Education in Tanzania, COBET)を実施しており、特に女子に基礎教育を受けさせようと努力している²³。COBETでは、制服を強要されないなど、経済的困窮家庭の児童でも参加しやすい環境が設定されている。2012年COBET(Cohort I = 11～13歳)に在籍した児童数は、全体で49,293人、うち男子26,482人、女子22,811人であった。4年次統一試験受験者は、5,758人、合格者4,851(男子2,697人、女子2,154人)人、全体で27,574人、うち男子14,759人(53%)、

女子12,815人(47%)であった。5年次進級者(初等教育復帰者)は84.2パーセントであった。(表2)依然として男子の割合が多いとしても、COBETに参加できれば、女子でも初等教育の継続が可能であるといえる。ただし、女子教育の阻害要因はCOBETによっては解決できない文化・社会慣習上の要因が大きいため、COBETに参加できない状況の児童の問題をどうするかは、次の課題である。

タンザニアの初等教育修了率は、世界銀行のデータによれば2012年現在81.2パーセントである。2010年のデータが89.9パーセントであったことと比較すると、初等教育修了率がやや落ちていることがわかる。その理由については、経済状況などが考えられるが、明らかにされてはいない。

初等教育修了試験の動向を見ると、2011年の受験者は男子462,798人、女子511,014人でやや女子が多くなっている。しかし合格率では、男子が62.5パーセントであるのに対し、女子は54.5パーセントに留まっている(表3)。中等教育への進学率は、2010年で52.2パーセント、2011年で53.6パーセントとなっており²⁴、男女比率は、

表2 2007～2012年のCOBET(Cohort I)在籍者の動向

年次	在籍者数			4年次統一試験受験者	統一試験合格者	5年次復帰率
	男子	女子	全体			
2007	61,898	47,572	109,470			
2008	38,799	30,446	69,205			
2009	29,713	23,380	53,093			
2010	26,646	22,675	49,321	10,114	8,564	84.7
2011	30,165	25,724	55,889	3,214	7,192	87.6
2012	26,482	22,811	49,293	5,758	4,851	84.2

資料：BEST 2012

表3 2007～2011年の初等教育修了試験結果

年次	受験者数			合格者数			合格率		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
2007	396,944	376,609	773,573	248,215	170,921	419,136	62.5	45.4	54.2
2008	514,106	503,759	1,017,865	307,196	229,476	536,672	59.8	45.6	52.7
2009	496,446	502,624	999,070	276,083	217,250	493,333	55.6	43.2	49.4
2010	435,124	459,889	895,013	256,818	222,094	478,912	59.0	48.3	53.5
2011	462,798	511,014	973,812	289,190	278,377	567,567	62.5	54.5	58.3

資料：BEST 2012 出典：Education Sector Performance Report 2011/2012. P.46

2010年で100:81.5, 2012年では100:87.5(世界銀行データ)となっており, やや改善されたとは言え, 依然として女子進学率は男子より低位に留まっている。

(2) 中等教育

中等教育は, 普通中等教育(Oレベル)のForm 1からForm 4の4年間と, Aレベル(高等教育)のForm 5とForm 6の2年間とに分かれる。普通中等教育Form 4修了時に中等教育修了試験があり, それに合格した生徒に修了証が発行される。その後の選択肢としては, Aレベル校への進学か, 職業専門学校への進学があるが, Aレベル校への進学は, 選別を経なければならず, またAレベル校の数が少ないため難関である。またAレベル校は全て寄宿舎制度をとっているため, 寄宿舎不足も女子生徒の進学困難要因の一つになっている。

初等教育が英語以外の授業をスワヒリ語で行うのに対し, 中等教育では, スワヒリ語以外の授業を英語で行うことが法律で定められている。このことは, 特に田舎の過疎地出身の生徒の学習を困難にさせている。タンザニアには, およそ120の部族があり, 過疎地ではそれぞれの言語が母語である場合が多い。つまりスワヒリ語が第二言語, さらに英語は第三言語となるからである。2009年現在, 初等教育修了試験の英語合格率は, わずか35.4パーセントであり, 英語を中等教育の教授言語とすることについては, 国内でも議論となっているところである。英語での教育賛成派は, グローバル時代に英語は必須であると主張しているが, 反対派は, より科目の内容の理解を深めるためにはスワヒリ語教育を進めるべきであると主張している²⁵。しかし今のところ現状維持が続いている。

普通中等教育のカリキュラムは, 必修科目, 主要科目, 選択科目によって構成されている。必修科目および主要科目は, 数学, 英語, スワヒリ語, 物理と化学, 生物, 歴史, 地理, 公民, 宗教である。選択科目としては, 家庭科, 情報・コンピュータ, 数学(選択), 音楽, 美術, フランス語, アラビア語, 他の外国語, イスラム学習, 聖書学習, 体育があり, 生徒はこのうち0~2科目選択することができる。中等教育修了試験に必要な科目数は, 7科目であり, そのうち数学, 英語, スワヒリ語, 生物, 公民の5科目は全ての生徒に課せられている。

普通中等教育では, 2年次修了時に全国統一試

験が課せられている。現在では試験結果が中等教育の継続を左右するという仕組みは廃止されている。普通中等教育修了時(4年次終了時)には, 再び全国統一試験(中等教育修了試験)が課せられ, この試験の合格者には, 中等教育修了証が各学校から授与され, タンザニア全国試験協議会(National Examination Council of Tanzania)から学力証明書が発行される。この学力証明書には, 試験必修7科目の成績によってI(最優秀)からIV(最低限)の4段階の成績評価が記載される。

Aレベル(高等教育)の進学は, 学力証明書の成績によって判断される。Aレベルのカリキュラムでは, 主要科目群, 補助科目群, 宗教の区分がまず設定されており, 主要科目群の科目選択(3科目)に合わせて補助科目群の科目選択(2科目)が決定される²⁶。7つの主要科目群及び補助科目群とその科目は, 以下の通りである。なお複数の主要科目群にまたがる主要科目選択が認められている。主要科目群:(a)自然科学と数学(物理, 化学, 生物, 高等数学, コンピュータ科学, 食物栄養, 農業), (b)社会科学(歴史, 地理), (c)語学(スワヒリ語, 英語, フランス語, アラビア語), (d)職業学習(繊維技術及び服飾, 家政), (e)ビジネス(会計, 商業, 経済), (f)芸術・体育・スポーツ(音楽, 美術, 体育とスポーツ, 演劇), (g)宗教(神学, イスラム教理)。補助科目群:初級応用数学, 情報及びコンピュータ学習, 一般学習(総合的学習)。なお, 一般学習(総合的学習)は, すべてのAレベルの生徒に履修が義務づけられている。AレベルForm 6の修了時には, 高等教育修了試験が課せられており, 合格者には修了証が発行される。この修了試験の成績によって大学進学可否及び進学先が決定される。

2012年現在, 初等教育から普通中等教育への進学率は, 53.6パーセントである。普通中等教育(Form 1~4)の在籍者数は1,802,810人であり, 前年度より約9万人の増加している。うち男子954,961人, 女子847,849人となっており, 男女比は, 100:88.9である。同年のAレベル(高等教育)の在籍者数は81,462人であり, 前年度より約3千人増加している。うち男子55,512人, 女子25,950人となっており, 男女比は, 100:46.7となっている。2011年度普通中等教育修了率は, 男女ともに77パーセントであるが, 中等教育修了試験(I~Ⅲランク)の合格率は約1割程度にとどまっている²⁷。

政府が運営する公立中等教育校では, 授業料は年間約2万タンザニアシリング²⁸である。その他,

試験費用、事故対応保険料、ガード雇用費、教育整備費、設備費、証明費、制服費、給食費などの費用が加算される。PEDPに次ぐ教育政策として、政府は中等教育の整備を近年の課題としてきており、地方政府と共同して新しい中等教育学校の建設と、老朽化した学校設備の補修を行ってきているが、需要に追いついていないのが現状である²⁹。

4. 女子教育を阻害する要因とその解決

(1) 家族及び地域社会の文化、習慣、経済的事情
タンザニアの社会には、現時点でも様々な女性差別が存在し、学校教育もその影響を免れることができない。例えば、地域社会や家庭が学校教育に期待するのは、男子に対しては、積極的な言動を指導する教育であり、女子に対しては受動的な対応を指導する教育である。

大津(2001)³⁰は、女子教育の阻害要因は「学校、家庭、地域に関する諸要因が複雑に絡まっている」と述べ、学校においては、施設・設備（特にトイレ）不足、遠距離通学、体罰、教師の意識、男子生徒によるセクシャルハラスメント、個人においては、思春期以後の結婚への関心増加、家庭においては経済的負担、親の教育観、家事負担、文化社会的要因としては、伝統的性別役割分担、妊娠退学の強要、早婚、財産相続や職業機会の面での不利益を挙げている。また、Burke(2004)³¹は、女子の出席率に大きな影響を及ぼす要因として、(専業主婦という意味ではなく)家庭に母親がいること、子どもが農作業の手伝いをさせられているかどうか、中等教育学校が家庭から半径5キロメートル以内にあるかどうか、を挙げている。

先に見たように、初等教育の授業料は無料となっているが、タンザニアの学校ではシャツ、セーター、スカートの制服が標準着用となっているため、古着でも最低限の制服は整えなければならない。またノートや鉛筆などの学用品も親の責任として整えなければならない。こうした費用は、多子家庭にとってかなりの負担となっており、親の選択は男子優先となりがちである。また、サハラ砂漠以南地域では、児童労働は一般的慣習として行われており、家畜の世話は男子もするが、女子は、水汲み、掃除、洗濯、料理、赤子や幼児の世話に加えて菜園の世話もしなければならない。こうした昼間労働力を学校教育のために失うことは、家計収入にも影響があるため、高学年女子の就学継続を躊躇する親も多い³²。

これに早婚習慣と妊娠が加わると、さらに就学

中断のリスクが高くなる。タンザニアの婚姻法(Marriage Act 1971)では、女子は15歳(特別の事情がある場合は14歳)で法律婚が認められている(第13条)。また第10条では一夫多妻制が合法化されており、夫の年齢制限は設けられていない。そのため、年長の夫がティーンエージャーの女子を何番目かの妻とすることも可能である。しかも婚姻法では、結婚契約は、妻となる女子の合意を必要とせず、夫となる者と妻の父親との間で結ぶことができる(17条)と定められているため、本人の知らないうちに結婚させられることもある。特に田舎の地方では、法律婚とは別に社会慣習上の結婚制度も強固に残存し、法律婚の知識がない村落も多くあるため、初等教育年齢内にある女子が結婚させられることもある。こうした場合、社会道徳的には、女性は家に所属するものと見なされているため、一旦結婚した女性は、政府が初等教育を義務化していても、学業を継続することができない。

タンザニアでは、女性器切除(Female Genital Mutilation)は、性的虐待特別措置法(Sexual Offences Special Provision Act 1998)によって禁止されたが、現在でもマサイ族など一部の部族では根強く残っている。およそ11~13歳までの女子が主な対象となり、この儀式を終えたのちは、いつでも慣習婚の対象となる。そのため貧困家庭では、娘に教育を受けさせるよりは(社会慣習である)結婚贈物として夫から妻の家に贈与される家畜を選ぶ父親も多く³³、田舎であればあるほど高学年になるに従って、結婚による退学が増加する傾向にある。

ただし現在では、そうした早婚慣習よりも、妊娠による退学が、最も深刻な問題である³⁴。それは学校制度自体が、妊娠した女子を退学に追いやっているからである。

教育・職業訓練省の統計によれば、2004年から2008年の間に妊娠のために退学した女生徒総数は28,600人にも上る。2010年現在の公式統計を見ると、妊娠による退学は、初等教育高学年(6年生と7年生)で多くなり、普通中等教育学校の女子では4ケタにも達する。中等教育学校では、5人に1人が妊娠による退学に至るとも言われている(表4)。これは、避妊教育が十分に行われていないために妊娠する生徒が多い³⁵というだけでなく、それを理由に退学する生徒が多いためである。

タンザニアとナイジェリアの比較研究³⁶では、妊娠の多さについて大差はなかったものの、タン

表4 2010年度 妊娠によって退学した女生徒

初等教育学年	該当者数	中等教育学年	該当者数
1年次	0	1年次	635
2年次	1	2年次	1833
3年次	6	3年次	1891
4年次	41	4年次	1688
5年次	230	5年次	8
6年次	674	6年次	10
7年次	816		

(URT 2010)

ザニアでは、それが退学に結びつく傾向が顕著であった。こうしたことの背景には、社会慣習上、「妊娠して母になる者は家庭に在るべきである」という考えが根強いことに加え、タンザニアの学校では、教師たちも妊娠した女生徒は退学すべきであると考えているからである³⁷。

妊娠した女子をめぐる学校現場での扱いには、政府の相矛盾する法令が関係している。政令 (Government Notice, G.N.) 265号では、女子生徒を妊娠させる、または結婚した者は罰せられると規定している。その具体的罰則については、2003年9月5日に発効した教育令で定めている。さらに初等教育令 (2002年政令280号) では、児童の初等教育の修了を妨害した者への責任追及が記載されている。しかし現実には、2002年の法令295号に規定された「不道徳行為を行った者は退学に処することができる」という規定により、妊娠した女子は退学に追い込まれている。また退学に至るのは女子のみであり、相手の男性あるいは男子生徒には、何ら懲罰が加えられてはいない³⁸。

このことは、ジェンダー間の不平等の問題だけでなく、「女子生徒の教育権の侵害」という基本的な人権の問題と捉えることができる。国連及びアフリカ連合の規約上では、女性差別は禁止されており、また妊娠した児童の教育へのアクセス権も保障すべきであるとしている。こうしたことからタンザニア政府は、妊娠した児童に教育の機会を保障する政策を展開しているが、未だ退学を禁止する法制の整備には至っていない³⁹。

(2) 教師不足及び他の課題

優秀な教師は、教育の質を高めるために必要であるだけでなく、女子の就学環境の改良のため

にも必要である。2000年以後、タンザニアではPEDPによって初等教育に力が注がれてきた。その結果、在籍数の増加、教師の養成と採用の増加、教室の増設、衛生環境の向上、教育内容の規定整備、教員養成と教員講習の規定整備が図られてきた⁴⁰。教育に関係する3つの省庁が行った5ヶ年開発計画 (Five Year Development Plan, FYDP 2011/12—2015/16) とタンザニア開発ビジョン (Tanzania Development Vision) 2025の中間評価によれば、教育のあらゆるレベルにおいて教師が不足しており、特に、科学、数学、情報教育、語学の分野での教師が不足しているといわれている。

タンザニアの学校教育の喫緊の課題である教員養成を見ると、2011/12年度には、合計で43,258人 (男性24,360人、女性18,898人) の学生が公立及びそれ以外の教員養成校に在籍していた。このうち、教員養成課程修了資格取得希望在籍者は、12,360人、修了資格取得希望現場教師は、25,626人、特別支援教育資格取得希望者が51人であった。前年度と比較すると、教員養成校在籍者は、14.7パーセント増加していた。また、同年度の教員採用状況を見ると、24,611人の新規採用があり、そのうち11,379人は資格取得者、6,003人は修了資格取得者、7,239人は学位取得者であった。専門教育を修了した教師は、できる限り過疎地などの困難地域に配属されている⁴¹。

こうした政府の努力によって、初等教育の生徒と教師の割合は、目標値の40対1に近づきつつあり、2012年現在では、全国平均で47対1になっている。中等教育でも目標値の25対1に近づきつつあり、29対1となっている。ただし教師の質の問題⁴²と、過疎地の教師が極端に少ない⁴³ことなどの課題がある。教員数の増加は、生徒の退学率を減らすという調査結果はあるものの、教師の数を増やしても貧困農村の女子生徒の退学率を減らすことはできないという調査結果もあり⁴⁴、女子教育の継続には、女子の生活課題についての見識と行動力のある教師の配属が必要である。

学校施設の中では、特にトイレの問題が女子の就学率に関係する。第二性徴期に入り、生理を迎えた女子には、トイレの問題は重要であり、女子生徒の人権問題としてトイレの整備が急がれる。初等教育におけるトイレの割合は、男女ともに59人に1つという状況であり、最低基準の男子25人に1つ、女子20人に1つには程遠い状況である。このほかの学校施設の充足率を見ると、教

室（目標値 40 人に 1 教室）44 パーセント、教員住宅 76 パーセント、机 41 パーセントとなっていて、物理的教育環境に大きな問題があり、混み合った環境での学習が思春期女子の就学意欲を削いでいることもうかがえる⁴⁵。

また、過疎地では通学距離が長いことも高学年女子の就学を困難にしている。公共交通機関が発達していないタンザニアでは、10 キロメートル以上の距離を徒歩で通学する例も珍しくない。特に人家のないところを単独で通学しなければならない生徒の中には、レイプの被害者となる者も出ており、それを恐れる親は女子の通学を辞めさせることもある⁴⁶。安全な通学手段の確保は、女子の教育権の保障のためには必須である。

(3) ケーススタディ：マサイ女性開発機構 (Maasai Women Development Organization, MWEDO) 中等教育学校の事例⁴⁷

マサイ族の女性は、タンザニアの中でも特に教育の継続と生活環境において弱い立場にある。法的には、女性器の切除は禁止されているが、マサイ族は現在でもほぼ 100 パーセント男女ともに割礼（性器切除）を経験する。また遠隔の過疎地に居住している者が多いことや、親族や部族のつながりが強く保持されているため、女子の早期結婚などの慣習は強く残っており、それを変えることは非常に困難である。

タンザニア国内でマサイ族の女性を保護する活動を行う NGO のうち、MWEDO は、マサイ族の女性自身⁴⁸が自らの経験からマサイ族女性の権利保障を実現するために設立した組織である。彼女らは、1999 年にアルーシャ州モンドウーリで MWEDO を結成し、2000 年から活動を開始している。具体的には、人権擁護活動を行っている他の NGO と協力しながらタンザニア北部地域のマサイ族女性の人権、教育（奨学金、識字教育を含む）、HIV/AIDS や家族計画を含む健康管理、現金収入増加のための活動を行っている⁴⁹。

2006 年からは、マサイ族女子の進学希望者のために奨学金を支給している。当初は、各地の公立中等教育学校に奨学生を派遣し、最も多い時点で 130 校に奨学生を派遣していた。奨学生の選抜に際しては、マサイ族の社会秩序に配慮しつつ慎重にその過程を進め、まず、初等教育学校の教師や村の女性たちに呼びかけて候補者を推薦してもらい、次いで村長や父親に教育の重要性を説いて理解を得る、という順番を経る。現在では、MWEDO の地区委員会が推薦を担当してお

り、毎年何百人もの応募者が集まるようになっていいる。無論、奨学生の選考にあたっては、学力試験も行われており、中等教育の学習継続能力も試される。

2011 年度からは、MWEDO は独自の中等教育学校（政府認可校）をアルーシャ郊外で運営し、MWEDO 奨学生は原則として全員 MWEDO 女子中等教育学校に送っている。2013 年度在籍者数は 150 人で、半数はマサイ族の村出身の MWEDO 奨学生、残りの半数はそれ以外の生徒である。奨学生は、中等教育を無償で受けられるほか、寄宿舎費、食費、医療費が免除されている。なお奨学金の内訳は、原則として MWEDO が半分を負担し、残りの半分をコミュニティや家族が負担する仕組みをとっている。4 年間の中等教育終了後、さらに高等教育への進学希望をする者には、継続的援助も行われており、農業、教育、看護などの専門学校や大学で学ぶ者も出ている。

しかしながら、MWEDO の中等教育支援にも困難がないわけではない。マサイ族の家庭では、父親がすべての決定権を持つことが多く、貧困家庭では、娘の中等教育修了を「待つ」ことよりも結婚贈物の取得を選んでしまう父親が多い。また、娘のほうにも、就学に対する強い意欲が必要であり、進学時には大きな決断を強いられる。特に過疎地の村で緊密な人間関係の中で育った者には、慣れ親しんだ家族やコミュニティから離れることは、大きな挑戦である⁵⁰。

こうした初期の適応を援助するために、スクールカウンセラー、女性教師、クラス担任、生活指導教員、上級生との交流という 5 つの相談支援体制が設定されており、大半の生徒は徐々に学校での学習に馴染んでいく。また宗教的支援として、各宗派からのボランティアが毎週金曜日に学校を訪問するため、故郷と同じ宗派の人々との交流も保障されている。こうして生徒は、新しい生活や学習への興味を広げ、自らの進学を妨げてきた村や家族を変えなければならない、と感じるようになっていく⁵¹。

一方、初期の危機を乗り切ったとしても、年齢が上がるにしたがって、村落内での女子の結婚が進み、伝統的な価値観と学校での学習との間で悩むことも多い。また休暇中に家庭に帰った折に、妊娠してしまう女子もあり、自主退学を選択することになる生徒も出ている⁵²。

こうした妊娠の防止については、MWEDO 女子中等学校が公認の学校であることから、国の定めた指導要領内では具体的な避妊については教え

ることができず、性行為の延期を教えるのみである。HIV/AIDSの教育も実施しているが、性行為の延期が性教育の原則である以上、性感染症の教育にも限界があると校長も認めている。

以上のような問題を抱えつつも、MWEDO女子中等教育学校では、マサイ文化を維持するための手工芸教育を行いつつ、女子の就学意欲を高め、キャリア形成を支援するためにロールモデルの提供を積極的に行っている。2013年度に実施した行事では、地元の女性ジャーナリストとの交流、東アフリカ地域委員会の委員との交流などがあり、生徒のキャリア意識は確実に高まっている⁵³。

MWEDO女子中等教育学校の例は、アフリカ系アメリカ人の地位向上を目指したデュボイス(W.E.B.DuBois)の「才気ある1割(Talented Tenth)」を想起させるものがあり、中等教育を受けた女子は、やがてマサイ族の女性の地位を向上させることになる可能性を持っている。ただし教育を受けたマサイ族女子の状況のより厳しいところは、出身村には帰ればすぐに結婚させられてしまうため、その教育を活かすことができないということである。MWEDO自身も、卒業生を出身村に返すことは考えておらず、都会でのキャリア形成を支援する方向で考えている⁵⁴。MWEDOの経験から、当面は、農村・過疎地での女性の識字教育および権利教育と、将来に向けての女子生徒支援の両方を並行的に進めることが必要であると言える。

おわりに

タンザニアでは、女性の権利、特に財産権の基盤が危うく、夫の死後、極端な生活困難に追い込まれる事例が後を絶たない⁵⁵。こうした状況を改善するには、まず女子の教育水準を高め、権利認識と情報収集手段を身に着けさせることが重要である。新生児死亡率の減少やHIV/AIDSの予防などの保健衛生活動についても、女子教育は重要な鍵を握っている。また人口の半分を占め、農業生産の主要な担い手である女性の資質を高めていくことは、将来の労働力の陶冶につながっていく。しかし、何よりも優先すべきは、女性の将来への希望を喪失させないことであろう。それには、基本的人権としての「教育を受ける権利」の保障を女子生徒に対して確実にやっていくという姿勢を政府が示すこと、さらにコミュニティの教育、教師の理解教育を政府の責任として進めていくことが重要である。

¹ World Bank Data. Literacy rate, adult, total (% of people ages 15 and above) 2010.

http://search.worldbank.org/data?qterm=adult+literacy+rate+and+tanzania&_topic_exact%5B%5D=Education 2013年8月13日取得。

² <http://education.stateuniversity.com/pages/1516/Tanzania-EDUCATIONAL-SYSTEM-OVERVIEW.html> (accessed on August 12, 2013)

³ ムソマ宣言は、タンザニア初の普通教育政策で、農村改良と児童への教育機会の保障を目的としたものであった。

⁴ The Arusha Declaration was originally written by Julius K. Nyerere, the first President of Tanzania and declared on January 29, 1967.

⁵ <http://www.ntz.info/gen/n01209.html> 2013年8月13日取得。

⁶ http://sabahonline.com/en_GB/articles/hoa/articles/features/2013/06/06/feature-01 (2013年8月13日取得。

⁷ Education Act of 1969, The Decentralization Programme of 1972, Universal Primary Education (UPE) and the Musoma Resolution in 1974, The Institute of Adult Education Act No.12 of 1975, Institute of Education Act No.13 of 1975.

⁸ <http://www.tzonline.org/pdf/Educationandtrainingpolicy01.pdf> 2013年9月5日取得。

⁹ この間の経緯については、山田肖子(2008)「FTI政策プロセス—グローバルとナショナルの相克」『国際協力教育論集』11(2) 広島大学教育開発国際協力研究センター. 33-46.

¹⁰ PEDPの全体像については、タンザニア政府公式サイト参照。<http://www.pmoralg.go.tz/menu-data/programmes/PEDP/>

¹¹ PEDPについては、World Bank およびIMFからのプレッシャーがあった。World BankとIMFは、借款返済滞納10か国を対象として、貧困減戦略(Poverty Reduction Strategy Initiative, PRSI)を立案するよう求め、タンザニア政府はPEDPを柱とする戦略を提出し、評価されている。PRSIについては、以下のサイトを参照。

http://ieg.worldbankgroup.org/Data/reports/prsp_country_case_studies.pdf

¹² <http://www.tanzania.go.tz/government/>

sectoralpol.htm#Education and Training Policy 2013年8月13日取得。

¹³ Education Sector Performance Report 2011/2012 by Education Sector Development Committee, September 2012. p.xi.

¹⁴ Education Sector Performance Report 2011/2012. p.xiv.

¹⁵ <http://www.theeastafrican.co.ke/news/Tanzania-moves-to-put-schools-under-local-govt/-/2558/1735062/-/jq31daz/-/index.html> 2013年8月20日取得。

¹⁶ http://en.wikipedia.org/wiki/Education_in_Tanzania#Curriculum_and_language_of_instruction. 2013年8月26日取得。

¹⁷ Education Sector Performance Report 2011/2012. pp.13-14.

¹⁸ PEDP 政策による無料化政策と実際の負担の矛盾については、以下の論文を参照。

Vavrus, Frances and Moshi, Goodiel (2009) "The Cost of a 'Free' Primary Education in Tanzania." International Critical Childhood Policy Studies. 2(1), 31-42.

¹⁹ 2011/12年初等教育退学者数69,015人のうち75.5%が長欠児童であった。その他明らかになっているのは、5.4%の児童が、食糧、学用品、制服、住居を準備できないために退学している。またHIV/AIDSを含む病気を理由に退学したものは1.5%、親や親せきの看護のために退学した者0.5%となっている。(Education Sector Performance Report 2011/2012. p.16.) また、2012年度に孤児となったために退学した者は、初等教育で571,908人(6.9%)、中等教育では、177,465人(9.4%)となっている。また孤児となったために、兄弟姉妹の世話をしなければならず退学する状況も生じている。(Education Sector Performance Report 2011/2012. P.17.)

²⁰ Gross enrolment ratio. Primary. Total is the total enrollment in primary education, regardless of age, expressed as a percentage of the population of official primary education age. GER can exceed 100% due to the inclusion of over-aged and under-aged students because of early or late school entrance and grade repetition.

<http://data.worldbank.org/country/tanzania?display=default> 2013年8月13日取得。

²¹ *Education Sector Performance Report 2011/2012*. Education Sector Development

Committee. September 2012.

²² Education Sector Performance Report 2011/2012. p.40.

²³ COBETについては、大津和子(2001)「タンザニア基礎教育補完センター(COBET)の現状と課題」『国際協力教育論集』4(2) 広島大学教育開発国際協力研究センター. 55-69.を参照。なお Education Sector Performance Report 2011/2012によると、COBETの運営は、初等教育学校、コミュニティ、地方政府の教育課によって実施されている。

²⁴ Education Sector Performance Report 2011/2012. p.46.

²⁵ この問題については、Swilla, Imani.N. (2009) "Languages of Instruction in Tanzania: Contradictions between Ideology, Policy and Implementation." African Study Monographs. 30(1)/ 1-14. 参照。

²⁶ 高等教育のカリキュラムおよび履修規則については、以下のタンザニア教育研究所資料参照。Curriculum for Advanced Level Secondary Education. Tanzania Institute of Education. 2010. http://www.ibe.unesco.org/curricula/tanzania/tz_us_fw_2010_eng.pdf 2013年9月7日取得。

²⁷ Education Sector Performance Report 2011/2012. p51. およびデータは、p.31。

²⁸ 2013年8月現在日本円に換算すると約1200円であるが、実際の消費者物価を考慮すると4000円程度になる。なお、私立中等教育校の平均学費は、70万タンザニアシリング(約5万3千円、物価換算では、20万円程度)である。

²⁹ Education Sector Performance Report 2011/2012.

³⁰ 大津和子(2001)「タンザニアにおける教育開発—ジェンダーの視点から—」『国際教育協力論集』広島大学教育開発国際協力研究センター4(1). 101—119.

³¹ Burke, Kathleen and Beegle, Kathleen (2004) "Why Children Aren't Attending School: The Case of Northwestern Tanzania." Journal of African Economics. 13(2). 333-355.

³² 貧困家庭の女子の初等教育修了が困難であることは、教育関係者も認めている。(Losinoni 初等教育学校校長 Ezekiel Ngungat 氏へのインタビュー。2013年8月27日)。

³³ MWEDO 教育担当ディレクター Martha M. Senguruan へのインタビュー(2013年8月20日)。

³⁴ 2010年タンザニアの人権擁護団体 Legal and

Human Rights Centre (LHRC) は、妊娠による退学は、女子の教育へのアクセス権を侵害していると告発している。

³⁵ “Girls should be allowed back to school after delivery.” By Stella Barozi on 8th March 2013. <http://www.ippmedia.com/frontend/?l=52081> 2013年9月8日取得。

³⁶ Unterhalter, Elaine, Heslop, Jo (2011) “A cross-country analysis of baseline research from Nigeria and Tanzania.” <http://www.actionaid.org/publications/cross-country-analysis-baseline-research-nigeria-and-tanzania>. 2013年8月12日取得。

³⁷ 教師の意識については大津(2001)を参照。

³⁸ Peer Research Report on Child Marriage in Tarime District, Mara Region, Tanzania. May 2009. pp.7-10 <http://cdftz.org/files/Peer%20Research%20edited%20doc.pdf>

³⁹ Litigating the Right to Education in Tanzania: Legal, Political, and Social Considerations and Potential Applications. <http://hakielimu.org/files/publications/Litigating%20the%20Right%20to%20Education%20in%20Tanzania.pdf> 2013年8月20日取得。

⁴⁰ これらについて認めながらも、教師の専門性についてはあまり関心が払われてこなかったとする意見もある。詳細は、Komba, Willy L. and Kumbi, Emanuel N. (2008) “Teacher Professional Development in Tanzania: Perceptions and Practices.” *Journal of International Cooperation in Education*. 11(3)67-83.

⁴¹ Education Sector Performance Report 2011/2012. pp.xv-xvi.

⁴² タンザニアの初等教育教師には、Grade C, Grade B, Grade A, Diploma Holders, Degree Holdersの5つのランクがあり、2006年現在で30パーセントを占めていたGrade C/B教師をできるだけ早く減らす方針がとられている。

⁴³ たとえば、Losinoniの小学校では600人の生徒に対して教師はわずか8名しか配属されていなかった。(8月27日のインタビューより。)

⁴⁴ インドの調査(2013年発表) <http://www.indianexpress.com/news/student-enrollment-up-dip-in-pupilteacher-ratio-all-india-education-survey-by-ncert/1063299/> 2013年9月8日取得。

⁴⁵ “Tanzania Looks beyond free education.” <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/4687083.stm> 2013年8月12日取得

⁴⁶ “Tanzanian girls risking rape for an education.” <http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-12640342> 2013年8月12日取得。

⁴⁷ Based on the interview to Martha M. Sengeruan at MWEDO education department. (2013年8月20日のインタビューより。)

⁴⁸ 3人の女性、Ndinini Kimesera Sikar, Maria Kheta, Josephine Gabriel Simonが自らの経験をもとにマサイ女性を支援するために組織した。

⁴⁹ <http://www.reachouttohumanity.org/initiatives/arusha-tanzania/4.html> および Based on the interview to Diana Naftal at MWEDO business department. (2013年8月20日のインタビューより。)

⁵⁰ その点については、MWEDO及び学校でのオリエンテーション、さらに教師やカウンセラーの配置によってケアが行われており、生徒たちはむしろ新しい自分の将来に希望を抱くようになっていくということであった。(2013年9月6日MWED女子中等教育学校訪問時の聞き取りによる。)

⁵¹ MWEDO女子中等教育学校での教師へのインタビューによる。

⁵² MWEDOでは、妊娠による退学強要は行っておらず、家族との話し合いがつけば、出産後他校に転校させて教育を継続させている。しかし自主退学を選択する者も少なからずいる。

⁵³ 以上は、MWEDO女子中等教育学校の校長を始め教員たちへの聞き取りによるが、ロールモデルとしては、MWEDOの教育担当ディレクターMartha M. Sengeruanの名前も挙がった。彼女は、ngorogoro地域の過疎地出身であるが、MWEDO奨学生の申請は、彼女の出身地が多くなっているとのことであった。

⁵⁴ MWEDO教育担当ディレクターSengeruanへの2013年8月20日のインタビューによる。

⁵⁵ Ezer, Tanar (2006) “Inheritance Law in Tanzania: The Impoverishment of Widows and Girls.” *Georgetown Journal of Gender and the Law* 7.599-662.